過疎法について

過疎地域自立促進特別措置法

※旧法

	国税	地方税	
対 象 者	青色申告書を提出する法人または個人で	、次の設備を新設又は増設した場合	
対象業種	製造業、その他政令に定める事業	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 ソフトウェア業	
取得価格要 件		建物、附属設備、機械装置(※1)の取得 合計額 2,700万円以上	
優遇内容	・法人税の特別償却(初年度) 機械及び装置 10/100 建物 6/100	【事業税】 課税免除(3年間) 【不動産取得税】 課税免除 【固定資産税】(※2)課税免除(3年間)	

- ※1旅館業は、機械装置が対象外となります。
- ※2ソフトウェア業は、固定資産税の課税免除はありません。
- 注) 過疎地域自立促進特別措置法は、過疎地域のみ(右の図で 黄色の網掛けをしている地域)のみ対象です。



過疎法について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

※新法 R3.4.1施行

	国税 地方税						
対 象 者	青色申告書を提出する法人または個人で、次の資産を <u>取得又は製作若しくは建設し</u> <u>た場合</u> (※ 1)						
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等						
対象資産	建物、附属設備、機械装置、構築物						
取得価格	業種、資本金により対象となる投資金額が異なりますのでご留意ください。						
要件	対象業種						
	旅館業 500万円 1,000万円(※2) 2,000万円(※2) 農林水産物等販売業 500万円 500万円(※2) 情報サービス業等 500万円 500万円(※2)						
優遇内容	 割増償却(5年間適用) 機械及び装置:普通償却限度額の 32/100 建物:普通償却限度額の 48/100 【事業税】 課税免除(3年間) 【固定資産税】 課税免除(3年間)						

※1 対象地域:下記地域を除く市町村で投資を行った場合に対象となります。

大分市(旧野津原町、佐賀関町は対象)、別府市、日出町、由布市(旧庄内町は対象)、中津市(旧三光村、本耶馬渓町、耶馬渓町、山国町は対象) ※2 資本金5,000万円を超える企業については、新設・増設分のみ対象です。

半島振興法について

半島振興法

	国	国税		地方税			
対 象 者	青色申告書を提出する法人または個人で、次の設備を新設又は増設した場合。						
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業						
取得価格							
要件	対象業種		資 本 金				
	/ / / / / / · / · / · · · · · · · · · ·	1,000万円以下	1,000万円超え~5,000万円以下 5,0		5,000万円超え~		
	製造業	500万円		1,000万円	2,000万円		
	旅館業	500万円	1,000万円 2,00		2,000万円		
	農林水産物等販売業	500万円					
	情報サービス業等	500万円					
優遇内容	・割増償却(5年間適用) 機械及び装置:普通償却限度額の 32/100 建物 : 普通償却限度額の			1/2課税 3/4課税 7/8課税			
	建物 : 普通償却限度額の 48/100		【不動産取得税】	1/10課税			
				【固定資産税】初年。 2年。 3年。	度 1/4課税		

※対象地域:豊後高田市、大田村、真玉町、香々地町、杵築市、国見町、国東町、武蔵町、安岐町、日出町、山香町

大分県産業振興条例に基づく課税免除の流れ

<過疎地域自立促進特別措置法、過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法、半島振興法、 離島振興法の場合>

適用工場等指定申請

(各振興局宛

課税免除 不 均 課税

事業着手

事業完了 資産償却開始

企 業 の決算月 令 令 和 年

月

1

提出

期

限

(令 和

年

月

2

※①から

2ヶ月以内が申請期限だが

場合はその期限まで確定申告期限の延長を行っている

現地調査 適用工場等指定

免税 (不 均 課税) 申請

(各県税事務所宛)

ーのおんせん県おおいた@味力も満載